

公益財団法人さんりく基金
平成 23 年度第 1 回評議員会 議事録

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成 23 年 6 月 14 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 8 階 8-L 会議室

2 役員の現在数 評議員 6 名

3 出席者

(1) 評議員

評議員 山口 公正 評議員 外館 正敏
評議員 鈴木 幸一 評議員 加藤 主税 (途中退席)
評議員 千葉 茂樹 (途中出席)

(2) 役員

業務執行理事 佐々木 和延

(3) 事務局

事務局次長 伊藤 仁
事務局員 高橋 孝政 事務局員 小野 善明
研究員 高山 弘二 事務局員 伊藤 麻衣子

4 欠席者

評議員 紀室 輝雄 評議員 古澤 眞作

5 議事の経過

午後 1 時 30 分開会した。

佐々木業務執行理事から、理事現在数 6 名中、本人出席 4 名により、定款第 20 条に定める定足数の 3 分の 2 以上の出席を満たしているため、本評議員会は有効に成立しているとの報告があった。また、議長が選出されるまで佐々木業務執行理事が進行を務めるとの説明があり、これについて特に意見は無く、直ちに議事の審議に入った。

第 1 号議案「議長および副議長の選出について」

佐々木業務執行理事は第 1 号議案について、どのように議長及び副議長を選出したらよいか意見を求めた。事務局一任の声が上がり、その賛否を諮ったところ、一同これに賛成した。事務局は議長に山口評議員、副議長に外館評議員を推薦し、それぞれ承諾した。

佐々木業務執行理事が第 1 号議案について質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第 1 号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決した。

以降の進行は、議長である山口評議員により進められた。

第2号議案「議事録署名人の選出について」

続いて議長の指名により、鈴木評議員、外館評議員の2名が議事録署名人に選出された。

議長が第2号議案について質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第2号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決した。

第3号議案「評議員の退任及び選任について」

議長は、第3号議案について説明を求め、佐々木業務執行理事が説明した。

議長が、第3号議案について質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第3号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決し、退任となった加藤評議員が退席し、新たに選出された千葉評議員が出席した。

第4号議案「理事の退任について」

議長は、第4号議案について説明を求め、佐々木業務執行理事が説明した。

議長が、第4号議案について質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第4号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決した。

第5号議案「平成22年度事業報告及び附属明細書の承認について（承認事項）」

第6号議案「平成22年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認について」

議長は、第5号議案及び第6号議案について、関連があるとして、事務局に一括して説明を求め、伊藤事務局次長が説明した。

議長が、第5号議案及び第6号議案について一括して質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第5号議案及び第6号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決した。

第7号議案「平成23年度事業計画の変更および収支予算（補正第1号）の承認について」

議長は第7号議案について事務局に説明を求め、伊藤事務局次長が説明した。

議長が、第7号議案について質問、意見を求めた。

鈴木評議員

・43ページの特定資産を3年間緊急的に取り崩した場合の大きなポイントを教えてください。

伊藤事務局次長

・当初、昨年度の理事会、評議員会にご説明いたしましたのは、毎年取崩し額の上限を、7千万円を上限ということで一旦お諮りしたところでした。これによると、毎年7千万円を取り崩すと20年間事業を継続できると説明をさせていただいた。今回の復興支援助成事業を、取崩し可能な定期預金を前倒しして23～25年に集中して事業実施し、26年度以降取崩し額を当初の予定通り7千万円とした場合でも、10年間で取崩し財産がなくなることになります。こういう非常時ですのでやむを得ないのではないかとということでご提案させていただいた。

外館評議員

・新たな復興支援事業ですが、国や県が行う中小企業組合等復旧・復興支援補助事業は、商工会議所が基本的にはグループ化するという対応することになるが、対応しきれていない。事業を行う前に商工会議所・商工会に説明に行くこととしているようですので、スムーズに事業執行できるように進めていただきたい。

佐々木業務執行理事

・38ページをご覧ください。ここで23年度枠として市町村ごとに予算限度額を定めましたのは先ほど話したとおり、3年間については総額8億円ほど取り崩すという前提なものですから、再度、理事会・評議員会の皆様のご承諾を得られるのであれば、例えば、宮古市は当該年度、来年度、再来年度分も初年度で使いたい。あるいは陸前高田市については今年、来年度分を再来年度に一気に使いたいという地域の様々な要望があると思います。それらを今年の応募状況を確認しながら、3年以内で柔軟に対応しないと被災市町村の復興に向けた動きに温度差が非常にあるものですから、そこを評議員の皆さんからご理解頂ければ、固定した限度額ではなく、それぞれ地域の実情に応じた対応をしていくということを、申し添えておきます。

千葉評議員

・先ほど外館評議員からお話がありました、国庫補助の中小企業組合等復旧・復興支援補助事業の1次補正で先週の県の臨時会でも認めて頂いて、やっとスタートできますが、まだ補助対象となる事業者が少ない。牽引力のあるグループ・組合が対象で、おっしゃるとおり、単独の企業をどうするかということになりますので、県でも国に要望して2次補正で対応してもらうように働きかけていきたい。

議長

・いずれ3年間のスパンということで、その3年間で市町村の事情により柔軟に繰り越したり繰り上げたり、その辺はお認めを頂きたい。そうすれば市町村の復興にも非常に役に立つ。

議長が、第7号議案について質問、意見を求めたが、特に発言はなく、第7号議案について原案を可とすることについて諮り、全員が賛成し、原案のとおり議決した。

議長が他に質問、意見を求めた。

外館評議員

- ・市からの派遣職員ローテーションを教えてください。

伊藤事務局次長

・現在は宮古市で次は釜石市、その次が大船渡市、そして久慈市です。ただ、職員派遣については今回の震災がありましたので、沿岸の市町村の意向を確認した上で検討させていただきたいと思います。

議長が他に質問、意見を求めたが、特に発言はなく、その他を終了した。

議長は、午後 2 時 30 分に閉会を宣言した。